



府 広 第 5 4 号  
平成29年2月15日

## 行政文書不開示決定通知書

黒 薮 哲 哉 殿

内閣府大臣官房長  
河 内 隆



平成29年1月17日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

平成27年度の「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」の契約に基づき博報堂が掲載を行った新聞記事下広告の中で、当該契約に基づき博報堂以外の社が版下を制作した新聞広告と、その版下制作会社名を示す資料。

#### 2 不開示とした理由

平成27年度の「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」の契約書第8条に基づき、株式会社博報堂が業務の一部を第三者へ請け負わせた事実はなく、請求のあった行政文書は存在しないことから、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### 3 担当課等

内閣府大臣官房政府広報室 中里  
電話:03-3581-0409